

テーマ25 売上げに係る対価の返還等

理論：重要度 ★★

計算：重要度 ★★★

これまでに学習してきたように、消費税の「納付税額」は、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を差し引くことによって求められる。

しかし、一旦消費税を預かったものとして処理した取引が、その後、取消された場合には、その取消された部分の「預かった消費税額」を減額しなければならない。

このような処理を行うものとして、「売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の控除」の規定がある。

「仕入れに係る消費税額の控除」及び「貸倒れに係る消費税額の控除」の規定を含めた3項目が消費税における税額控除項目のすべてとなる。これら3つの控除項目の合計を「控除税額小計」と呼ぶ。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{控 除 対 象} \\ \hline \text{仕 入 税 額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{売上げに係る対価の} \\ \text{返還等に係る消費税額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{貸倒れに係る} \\ \text{消 費 税 額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{控除税額小計} \\ \hline \end{array}$$

このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
25-1	売上げに係る対価の返還等	No.1 第5回
25-2	相続等により事業を承継した場合	No.1 第5回
25-3	応用論点	No.3 第3回

25- 1 売上げに係る対価の返還等

返品や値引き・割戻し等は、**売上げのマイナス項目**である。したがって、消費税法は、売上げた際の消費税額から、その返品等に係る消費税額を控除することとしている。

1 売上げに係る対価の返還等の意義（法38①）

「売上げに係る対価の返還等」とは、国内において行った課税資産の譲渡等の税込価額の全部若しくは一部の返還又はその税込価額に係る売掛金等の全部若しくは一部の減額をいう。

【「売上げに係る対価の返還等」の具体的範囲】

- | | | |
|-------------------------|-------|-----------------|
| (1) 売 上 返 品 | …………… | 売上からの直接控除項目 |
| (2) 売 上 値 引 | …………… | 売上からの直接控除項目 |
| (3) 売 上 割 戻 | …………… | 売上からの直接控除項目 |
| (4) 売 上 割 引（基通14-1-4） | …………… | 営 業 外 費 用 の 項 目 |
| (5) 販 売 奨 励 金（基通14-1-2） | …………… | 販 売 費 の 項 目 |
| (6) 事業分量配当金（基通14-1-3） | | |

参 考

(1) 売上割引（基通14-1-4）

課税資産の譲渡等に係る対価をその支払期日よりも前に支払いを受けたこと等を基因として支払うもの。一般的には、売掛金の一部を決済時に減額する場合が多い。

(2) 販売奨励金（基通14-1-2）

事業者が販売促進の目的で販売奨励金等の対象とされる課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先に対して**金銭により支払う**もの。リベート（売上割戻）と同義である。

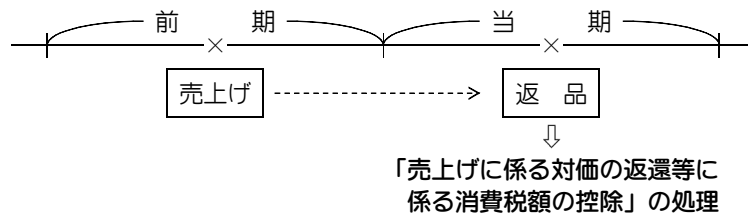
2 内 容 (法38①)

事業者が、国内において行った課税資産の譲渡等（免税売上げを除く。）について、「売上げに係る対価の返還等」があった場合には、その返還等をした日の属する課税期間の「課税標準額に対する消費税額」から、その「売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の合計額」を控除する。

※ 控除の時期

「売上げに係る対価の返還等に係る消費税額」は、その「返還等をした日の属する課税期間」において控除する。たとえ、その返還等が前期以前の売上げに係るものであっても処理が必要である。

【図 解】



3 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額 (返還等対価に係る税額)

$$\begin{array}{l} \text{売上げに係る税込} \\ \text{対価の返還等の金額} \end{array} \times \frac{4}{105} = \begin{array}{l} \text{売上げに係る対価の} \\ \text{返還等に係る消費税額} \end{array}$$

4 税額控除の処理をしないもの

次のものについては、消費税が課されていないため、「売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の控除」の処理は行わない。

- (1) 輸出免税売上げに係る返還等
- (2) 非課税売上げに係る返還等（例：土地の売却に係る割戻し）
- (3) 不課税売上げに係る返還等（例：国外売上げに係る値引き）

※ 売上げた時において課税されていたものについてのみ、処理をするのであり、免税、非課税、不課税に係るものについては処理しない。

設 例

次の資料から、売上げに係る対価の返還等に係る消費税額を求めなさい。なお、金額は税込である。

損 益 計 算 書		(単位: 円)
1 売 上 高		
総 売 上 高		100,000,000
売 上 戻 り	525,000	
売 上 値 引	420,000	
売 上 割 戻	315,000	
⋮		
3 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
⋮		
販 売 奨 励 金	210,000	
⋮		
5 営 業 外 費 用		
売 上 割 引	105,000	
⋮		

【付記事項】

- (1) 売上戻り、売上値引、売上割戻は、すべて当期の課税商品の売上に係るものである。
- (2) 販売奨励金は、当期の課税商品の販売数量に応じ得意先に金銭で支払ったものである。
- (3) 売上割引は、当期の課税商品の売掛金に係るものである。

解 説

売上げに係る対価の返還等となるものを合計し、その合計額に $\frac{4}{105}$ を乗じて算出する。

- (1) 一旦、売上げに係る対価の返還等となるものを合計する。

$$525,000\text{円} + 420,000\text{円} + 315,000\text{円} + 210,000\text{円} + 105,000\text{円} = 1,575,000\text{円}$$

- (2) その合計額より税額を求める。

$$1,575,000\text{円} \times \frac{4}{105} = 60,000\text{円}$$

設 例

次の資料より、納付税額を求めなさい。なお、金額は税込である。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 課税売上高 | 105,000,000円 |
| (2) 課税仕入高 | 63,000,000円 |
| (3) 売上返還等 | 10,500,000円 |

解 説

売上げに係る対価の返還等に係る消費税額を求めた後は、控除対象仕入税額と合計し、「控除税額小計」を求めてから、控除する。

1 課税標準額

$$105,000,000円 \times \frac{100}{105} = 100,000,000円 \text{ (千円未満切捨)}$$

2 課税標準額に対する消費税額

$$100,000,000円 \times 4\% = 4,000,000円$$

3 控除対象仕入税額

$$63,000,000円 \times \frac{4}{105} = 2,400,000円$$

4 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額

$$10,500,000円 \times \frac{4}{105} = 400,000円$$

5 差引税額

売上げに係る対価の返還等に係る消費税額は「預かった消費税額」からのマイナス項目であるため、「控除対象仕入税額」と合計した「控除税額小計」として、課税標準額に対する消費税額から控除する。

$$4,000,000円 - \underbrace{(2,400,000円 + 400,000円)}_{\text{控除税額小計}} = 1,200,000円 \text{ (百円未満切捨)}$$

6 納付税額

$$1,200,000円$$